

履 修 規 程

英語キャリア学部英語キャリア学科履修規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学学則(以下「学則」という)にもとづき、入学から卒業までの授業科目(以下「科目」という)の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

別表6 英語キャリア学部英語キャリア学科 教育課程表

	(1) 専門複合科目 Interdisciplinary Studies	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
◎	LgD: Reading & Writing I (Global Issues I)	2				ISMS1061
◎	LgD: Reading & Writing II (Global Issues II)	2				ISMS1062
◎	LgD: Speaking & Listening I (Groups within Societies)	2				ISMS1071
◎	LgD: Speaking & Listening II (Conflicts within Societies)	2				ISMS1072
◎	LgD: Argument & Persuasion I (Media Influences)		2			ISMS2081
◎	LgD: Argument & Persuasion II (Presentations)		2			ISMS2082
◎	LgD: Academic English (Cultural Perspectives)		2			ISMS2091
◎	LgD: Analytical Thinking (Cultural Reflections)		2			ISMS2092
◎	アカデミック・リーディングⅠ	2				ISMS1101
◎	アカデミック・リーディングⅡ	2				ISMS1102
◎	アカデミック・リーディングⅢ		2			ISMS2101
◎	アカデミック・リーディングⅣ		2			ISMS2102
◎	ゼミナールⅠ		2			ISSC2111
◎	ゼミナールⅡ		2			ISSC2112
◎	言語基礎論	4				ISLG1011
◎	キャリア・デザイン	2				ISSC1121
○	英語学複合研究				4	ISLG4011
○	英語教育学複合研究				4	ISED4021
○	英語文学複合研究				4	ISLT4031
○	グローバル・ビジネス複合研究				4	ISBA4041
○	国際教養複合研究				4	ISIR4051

(2) 専 門 研 究 科 目						科目番号
英語プロフェッショナル科目群 Linguistics Professional		配当年次・単位数				
		1	2	3	4	
◎	英語学概論	4				LPLG1011
	現代英文法	4				LPLG1021
	英語学研究 A		4			LPLG2021
	英語学研究 B		4			LPLG2022
◎	英語学研究 C	2				LPLG1022
◎	英語学研究 D	2				LPLG1023
◎	英語学研究 E		2			LPLG2023
◎	英語学研究 F		2			LPLG2024
	英語教育学		4			LPED2031
	応用言語学			4		LPLG3011
	英語科教育法Ⅰ			4		LPED3031
	英語科教育法Ⅱ			4		LPED3032
	英語文学概論		4			LPLT2041
	英語文学作品研究			4		LPLT3041
◎	英語演習 C	1				LPLG1031
◎	英語演習 D	1				LPLG1032
◎	英語演習 E		1			LPLG2031
◎	英語演習 F		1			LPLG2032
	日本語学概論		4			LPLG2011
	日本語学 A		4			LPLG2051
	日本語学 B		4			LPLG2052
	日本語教授法 A			4		LPED3061
	日本語教授法 B			4		LPED3062
	日本学 A		4			LPAS2071
	日本学 B		4			LPAS2072
	グローバル・ビジネス科目群 Global Business					
◎	ミクロ経済学	4				GBEC1031
◎	マクロ経済学		4			GBEC2031
◎	イントロダクション経済学	2				GBEC1021
◎	経営学概論	4				GBBA1041
◎	会計学Ⅰ	4				GBBA1051
	会計学Ⅱ		4			GBBA2051
◎	ビジネス統計	2				GBBA1011
◎	ビジネス数学	2				GBBA1012
	キャリア形成		2			GBSC2121
	プロジェクト・セミナーⅠ			2		GBSC3121
	プロジェクト・セミナーⅡ			2		GBSC3122
	ビジネス・コミュニケーション			4		GBBA3131
	ビジネス・プレゼンテーション			2		GBBA3132
	金融論		4			GBEC2061
	マーケティング論		4			GBBA2071
	ファイナンス			4		GBEC3081
	国際経済学			4		GBEC3091
	国際経営論			4		GBBA3101
	国際企業関係法			4		GBIR3143
	国際労働関係法			4		GBIR3142
	流通システム論			4		GBBA3111

(2) 専 門 研 究 科 目					
国際教養科目群 International Liberal Arts	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
◎ 国際関係論Ⅰ	4				LAIR1021
国際関係論Ⅱ	4				LAIR1022
情報システム概論	2				LASC1011
地域研究 A (欧米)		4			LAAS2031
地域研究 B (アジア)		4			LAAS2032
国際開発論		4			LAIR2041
社会学		4			LASO2011
比較社会論		4			LASO2012
国際機構論			4		LAIR3051
比較文化研究			4		LAAS3031
航空概論			4		LATO3061
エアポート論			4		LATO3071
ホテル学			4		LATO3081
ホスピタリティ			4		LATO3091
ツーリズム			4		LATO3101
英語キャリア卒業研究Ⅰ				2	LASC4111
英語キャリア卒業研究Ⅱ				2	LASC4112
関西外大流グローバル人材育成プログラム KANSAI GAIDAI RYU・Program for Global Perspectives					
Surveys in Literature A・B		4			GPLT2011・2
Surveys in Literature C・D			4		GPLT3011・2
Topics in Literature A・B		4			GPLT2021・2
Topics in Literature C・D			4		GPLT3021・2
Asian Religion and Philosophy A・B		4			GPPE2031・2
Asian Religion and Philosophy C～F			4		GPPE3031～4
History in Asia A・B		4			GPHI2041・2
History in Asia C～F			4		GPHI3041～4
Topics in History A・B		4			GPHI2051・2
Topics in History C・D			4		GPHI3051・2
Aesthetics A・B		4			GPAR2061・2
Aesthetics C・D			4		GPAR3061・2
Art Across Cultures A・B		4			GPAR2071・2
Art Across Cultures C・D			4		GPAR3071・2
Topics in Art A・B		4			GPAR2081・2
Topics in Art C・D			4		GPAR3081・2
Film Studies A・B		4			GPME2091・2
Film Studies C・D			4		GPME3091・2
Multi-Media Studies A・B		4			GPME2101・2
Multi-Media Studies C・D			4		GPME3101・2
Music A・B		4			GPME2111・2
Music C・D			4		GPME3111・2
Anthropological Approaches to Cultural Issues A・B		4			GPCS2121・2
Anthropological Approaches to Cultural Issues C～H			4		GPCS3121～6
Sociology and Sociological Methods A・B		4			GPCS2131・2
Sociology and Sociological Methods C～F			4		GPCS3131～4
Cool Japan A・B		4			GPCS2141・2
Cool Japan C～H			4		GPCS3141～6
Cool Japan I・J			2		GPCS3147・8
International Relations A・B		4			GPPS2151・2
International Relations C～H			4		GPPS3151～6
Foreign Policy A・B		4			GPPS2161・2
Foreign Policy C・D			4		GPPS3161・2
History of International Politics A・B		4			GPPS2171・2
History of International Politics C～F			4		GPPS3171～4
War and Peace A・B		4			GPPS2181・2
War and Peace C・D			4		GPPS3181・2

(2) 専 門 研 究 科 目					
関西外大流グローバル人材育成プログラム KANSAI GAIDAI RYU・Program for Global Perspectives	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
International Political Economy A・B		4			GPPS2191・2
International Political Economy C・D			4		GPPS3191・2
International Development A・B		4			GPPS2201・2
International Development C・D			4		GPPS3201・2
International Law A・B		4			GPLW2211・2
International Law C・D			4		GPLW3211・2
Japanese Law A・B		4			GPLW2221・2
Japanese Law C・D			4		GPLW3221・2
Economic Theory A・B	4				GPEC1231・2
Economic Theory C・D		4			GPEC2231・2
Economic Theory E・F			4		GPEC3231・2
Economic Development A・B		4			GPEC2241・2
Economic Development C・D			4		GPEC3241・2
Topics in Regional Economics A・B		4			GPEC2251・2
Topics in Regional Economics C・D			4		GPEC3251・2
Marketing A・B	4				GPBA1261・2
Marketing C・D		4			GPBA2261・2
Marketing E・F			4		GPBA3261・2
Management and Leadership A・B		4			GPBA2271・2
Management and Leadership C～H			4		GPBA3271～6
International Business A・B		4			GPBA2281・2
International Business C～F			4		GPBA3281～4
Business Ethics A・B	4				GPBA1291・2
Business Ethics C・D		4			GPBA2291・2
Business Ethics E・F			4		GPBA3291・2
Finance and Accounting A・B	4				GPBA1301・2
Finance and Accounting C・D		4			GPBA2301・2
Finance and Accounting E・F			4		GPBA3301・2
Communication A・B	4				GPSC1311・2
Communication C・D		4			GPSC2311・2
Communication E・F			4		GPSC3311・2
Independent Study A・B				2	GPSC4321・2
Global Internship A～E			2		GPSC3331～5
Global Internship F・G			1		GPSC3336・7
Japanese A～D				5	GPLG3341～4
Japanese Reading and Writing A～H			3		GPLG3351～8

(2) 専 門 研 究 科 目					
留学等認定科目群 Overseas Credit	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
海外事情研究 A	4				OCLA1011
海外事情研究 B	4				OCLA1012
海外事情研究 C	4				OCLA1013
海外事情研究 D	4				OCLA1014
海外事情研究 E	4				OCLA1015
英語学研究 G			4		OCLG3011
英語学研究 H			4		OCLG3012
英語学研究 I			4		OCLG3013
英語学研究 J			4		OCLG3014
英語学研究 K			4		OCLG3015
英語学研究 L			2		OCLG3016
英語学研究 M			2		OCLG3017
専門研究特別演習 A			4		OCSC3051
専門研究特別演習 B			4		OCSC3052
専門研究特別演習 C			4		OCSC3053
専門研究特別演習 D			4		OCSC3054
専門研究特別演習 E			4		OCSC3055

(3) 全学共通教育科目 General Education	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
宗教学			4		GELA3181
哲学			4		GELA3191
人権問題論			4		GELA3201
憲法		4			GELA2211
民法		4			GELA2221
労働関係法		4			GELA2231
政治学		4			GELA2241
グローバル・アース		4			GELA2251
数学		4			GELA2261
心理学			4		GELA3271
科学とくらし			4		GELA3281
文学			4		GELA3291
総合科目 A			4		GELA3321
総合科目 B			4		GELA3322
総合科目 C			4		GELA3323
総合科目 D			4		GELA3324
総合科目 E			4		GELA3325
総合科目 F	2				GELA1321
総合科目 G	2				GELA1322
総合科目 H	2				GELA1323
総合科目 I	2				GELA1324
スポーツ健康科学			2		GELA3301

(3) 全学共通教育科目 General Education	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
スペイン語 I		2			GEFL2031
スペイン語 II		2			GEFL2032
中国語 I		2			GEFL2041
中国語 II		2			GEFL2042
中国語 III		2			GEFL2043
フランス語 I		2			GEFL2051
フランス語 II		2			GEFL2052
ドイツ語 I		2			GEFL2061
ドイツ語 II		2			GEFL2062
イタリア語 I		2			GEFL2071
イタリア語 II		2			GEFL2072
ハンゲル I		2			GEFL2081
ハンゲル II		2			GEFL2082
ロシア語		2			GEFL2091
ポルトガル語		2			GEFL2101
デンマーク語		2			GEFL2111
スウェーデン語		2			GEFL2121
ハンガリー語		2			GEFL2131
フィンランド語		2			GEFL2141
アラビア語		2			GEFL2151
ラテン語		2			GEFL2161
就業体験実習 A	2				GESC1331
就業体験実習 B	2				GESC1332
就業体験実習 C	2				GESC1333
就業体験実習 D	2				GESC1334
就業体験実習 E	1				GESC1335
ボランティア実習 A	2				GESC1341
ボランティア実習 B	2				GESC1342
ボランティア実習 C	2				GESC1343
ボランティア実習 D	2				GESC1344
ボランティア実習 E	1				GESC1345
教育基礎論	2				GETT1001
教職概論	2				GETT1002
教育制度概論		2			GETT2001
教育心理学	2				GETT1003
道德教育の理論と実践	2				GETT1004
ICT の活用方法と理論			1		GETT3001

※摘要事項

1. ◎印の必修科目は卒業までに必ず修得しなければならない。
2. ○印の指定科目の中から 1 科目を選択のうえ、卒業までに必ず修得しなければならない。

第 2 章 単位の修得

第 1 節 授業時間

(セメスター制)

第 2 条 科目の開講方法は、セメスター制とする。

- 2 本規程におけるセメスター制とは、春学期または秋学期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は、表 1 に定める。

表 1 授業時間

第 1 限		第 2 限		第 3 限		第 4 限		第 5 限		第 6 限	
9 : 00 ~ 10 : 30		10 : 45 ~ 12 : 15		13 : 15 ~ 14 : 45		15 : 00 ~ 16 : 30		16 : 40 ~ 18 : 10		18 : 20 ~ 19 : 50	
休憩	15 分	60 分		15 分		10 分		10 分			

第 2 節 単位制

(単位の修得)

第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目(以下「履修科目」という)について単位を修得することができる。

- 2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 44 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。

- 3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。

- 4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の各号に定める。

(1) 春学期は 8 月 31 日。

(2) 秋学期は 2 月末日。

- 5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

- 6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

- 7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

(卒業所要単位)

第 5 条 卒業に必要な総単位数は 124 単位とし、表 2 に定める所要単位をすべて修得しなければならない。

- 2 学則第 32 条第 1 項第 1 号に定める専門研究科目は、本規程上、「英語プロフェッショナル科目群」「グローバル・ビジネス科目群」「国際教養科目群」「関西外大流グローバル人材育成プログラム」「留学等認定科目群」の 5 つの科目群に区分する。

- 3 専門複合科目は、必修科目 16 科目 34 単位および指定科目 1 科目 4 単位の計 38 単位を修得しなければならない。必修科目は第 46 条、指定科目は第 47 条に定める。

- 4 専門研究科目は、必修科目 17 科目 42 単位を含め、78 単位以上を修得しなければならない。必修科目は第 50 条に定める。

表 2 卒業所要単位

区 分		各学年単位数				合計
		1	2	3	4	
専門複合科目	必修科目	18	16	0	0	38
	指定科目	0	0	0	4	
専門研究科目	必修科目	32	10	0	0	78
	選択科目	36				
全学共通教育科目	8					8
卒業所要単位数						124

- 5 卒業所要単位 124 単位とは別に、卒業までの間に、実用英語検定は準 1 級、または TOEFL550 点 (iBT80 点) 以上、もしくは TOEIC730 点以上のいずれかの資格または得点を獲得するよう努めなければならない。取扱等については、教務委員会より別途指示する。

第 3 節 履修登録

(履修登録の定義)

- 第 6 条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、WEB 学修支援システムを通じて登録することをいう。

(履修登録の方法)

- 第 7 条 履修登録は学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。
- 2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得できない。
- 3 所定の期間内に履修登録を完了できない場合は、あらかじめ教務委員会に申し出て許可を得なければならない。
- 4 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、4 年間の学修計画を立て、進級、卒業要件等を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。
- 5 本規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、履修登録時に配付する「履修マニュアル」によって公示する。

(履修確認)

- 第 8 条 履修確認とは、WEB 学修支援システムにおける履修登録の最終手続として、申請登録ボタンを押すことをいう。
- 2 履修確認は、自らが責任をもって所定の期間内に必ず行わなければならない。
- 3 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は一切認められない。

(履修登録単位数の上限)

- 第 9 条 各学期に履修できる単位数は、24 単位を限度とする。ただし、次の各号に定める科目等の単位数は、各学期の履修登録単位数に算入しない。
- (1) 全学共通教育科目のうち、「就業体験実習 A から E」および「ボランティア実習 A から E」。
- (2) 教育の基礎的理解に関する科目等に定める科目。

(3) 図書館司書に関する科目。

(4) 司書教諭に関する科目。

(5) 集中講義科目。

(6) そのほか、教務委員会が指定した科目。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が必要と判断した場合には、各学期に 24 単位を超える履修を認めることがある。

3 他学部等特別履修制度および他大学等との単位互換制度にもとづく履修科目、そのほか別に定める諸制度にもとづく履修科目の単位は、当該学期の履修登録単位数に算入する。

(最低履修科目数)

第 10 条 各学期において、卒業要件科目を 1 科目以上履修しなければならない。

(クラス指定科目)

第 11 条 クラス指定科目とは、あらかじめ履修の学期、曜日、時限等が指定されている科目のことであり、原則として指定の変更はできない。

(配当年次)

第 12 条 配当年次とは、当該科目が履修可能となる学年をいう。上位年次配当の科目は履修できないが、下位年次配当の科目は履修できる。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が特に教育上有益と判断した場合は、上位年次配当の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目等)

第 13 条 年度や学期によって開講されない科目や集中講義となる科目がある。

2 原則として、履修者が 10 名未満の科目は不開講となる。この場合、新たな科目の追加履修はできない。

(履修者数の制限)

第 14 条 科目によって、クラスサイズを調整するために履修者数を制限することがある。

2 前項にもとづき、履修登録を行う前に抽選または学内成績、言語運用能力テスト結果を基に選考を行うことがある。

3 抽選または選考が必要な科目について、これを経ないで履修登録を行った場合は、当該科目の登録は無効となる。

(単位既修得科目)

第 15 条 単位を修得した科目は、原則として再度履修することはできない。ただし、教務委員会が指示した科目は、この限りではない。

(同一時限重複履修)

第 16 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(再履修)

第 17 条 再履修とは、不合格になった科目を再度履修登録することをいう。再履修科目の履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(履修取消)

第 18 条 履修科目の取消は、原則として認めない。ただし、専門研究科目(必修科目を除く)、全学共通教育科目について、やむを得ず取り消す必要がある場合は、指定された期間内に、指示された方法で、自らの責任において履修取消の手続を行わなければならない。

2 手続を行わずに放棄した科目の成績評価についても、留学等学内の諸制度の審査や選考基準となる学内成績の平均点算出時に算入する。

(授業料その他納付金未納者の履修登録の取扱)

第 19 条 授業料その他納付金の未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得することができない。

第 4 節 出欠席の取扱

(学生証の携帯)

第 20 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証不携帯は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(遅刻および早退の取扱)

第 21 条 遅刻の取扱は、授業開始後 10 分までとする。10 分を超える遅刻および早退は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(授業中の途中退出)

第 22 条 授業運営の妨げになるため、原則として授業中に教室から退出してはならない。やむを得ない事情により退出する場合は、担当教員に許可を得なければならない。

2 無断で退出した場合は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(出欠席調査)

第 23 条 出欠席調査は、所定の期間内に行う。

(調査結果の取扱)

第 24 条 出欠席調査の結果は、履修可否や留学等学内の諸制度の審査や選考における判定基準として利用される。

(出席不良者に対する面談指導)

第 25 条 各学期の卒業要件科目において、所定の期間内における授業を 2 分の 1 以上欠席した科目がある者を出席不良者という。

2 出席不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。

3 出席不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。

(公欠)

第 26 条 公欠は、学生細則第 36 条の規定にしたがう。公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容(中間テストないし小テスト等各種の試験やレポートの提出を含む)を免除するものではない。

(傷病等欠席)

第 27 条 傷病等欠席とは、感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるものに限る)を除く傷病等で 1 か月未満欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を担当教員に提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

(長期欠席)

第 28 条 長期欠席とは、1 か月を超えて欠席することをいい、診断書または病状証明書 (所定様式) 等を添えて教務部に長期欠席届を提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

第 5 節 成績評価

(成績評価)

第 29 条 履修科目の成績は、学期末試験、中間テスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合して評価する。具体的な評価基準は、履修する科目の担当教員より授業計画書 (コース・シラバス) にて公示する。

2 学期末試験、授業時間内試験、追試験、卒業判定不合格者試験等の取扱は、「英語キャリア学部英語キャリア学科試験規程」に定める。

(成績発表)

第 30 条 成績は学期ごとに通知する。成績の発表は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

2 通知方法は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。

3 当該年度履修科目および過年度単位修得科目を、成績通知表に表記する。

(Grade Point)

第 31 条 履修科目の成績点数に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は表 3 に定める。

表 3 Grade Point の付与基準

成績点数	Grade Point
100 ～ 97	4.0
96 ～ 93	
92 ～ 90	3.7
89 ～ 87	3.3
86 ～ 83	3.0
82 ～ 80	2.7
79 ～ 77	2.3
76 ～ 73	2.0
72 ～ 70	1.7
69 ～ 67	1.3
66 ～ 63	1.0
62 ～ 60	0.7
59 ～ 0	0.0

(Grade Point Average)

第 32 条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という) を算出する。

2 GPA を算出するための対象科目 (以下「GPA 対象科目」という) は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。

3 GPA の算出方法は、表 4 のとおり定める。

表 4 GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GPA 対象科目の Grade Point} \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

4 GPA は、当該学期に履修した科目のみを算入する「学期 GPA」と、入学後に履修したすべての科目を算入する「累積 GPA」に分ける。

(Letter Grade)

第 33 条 履修成績を英文成績証明書に表記する場合は、履修科目の成績点数に応じて、相応する Letter Grade を用いる。Letter Grade の基準は表 5 に定める。

表 5 Letter Grade の基準

成績点数	Letter Grade
100 ～ 97	A+
96 ～ 93	A
92 ～ 90	A-
89 ～ 87	B+
86 ～ 83	B
82 ～ 80	B-
79 ～ 77	C+
76 ～ 73	C
72 ～ 70	C-
69 ～ 67	D+
66 ～ 63	D
62 ～ 60	D-
59 ～ 0	F
単位認定科目	T

(成績評価の取扱)

第 34 条 成績評価は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

2 学内成績の平均点算出対象科目は、過年度の不合格科目も含めた卒業要件の対象となる全履修科目とする。

3 一旦不合格になった科目を次学期以降に再履修した場合は、当該科目の成績および前項の平均点は上書きされる。

(成績不良者に対する面談指導)

第 35 条 各学期の卒業要件科目において、2 科目以上単位を修得できなかった者を成績不良者という。

- 2 春学期の履修科目における成績不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4年間で卒業できるよう促すことを目的とする。
- 3 成績不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、春学期成績発表時に保護者宛に郵送する。

第 6 節 進級、留年、成績不良による退学、除籍処分

(進級)

第 36 条 進級とは、当該学年での学修を修了し、上位学年での学修を開始することをいう。進級するためには、各学年において次の各号の進級要件を充足しなければならない。ただし、本学が派遣する1年以上の長期留学参加者はこの限りではない。

- (1) 1年次生が2年次へ進級するためには、1年次終了までに卒業要件科目 20 単位以上修得しなければならない。
- (2) 2年次生が3年次へ進級するためには、2年次終了までに卒業要件科目 40 単位以上修得しなければならない。
- (3) 3年次生が4年次へ進級するためには、3年次終了までに卒業要件科目 76 単位以上を修得しなければならない。

(留年)

第 37 条 前条に定める進級要件を充足できない者は、当該年次に留年となる。

- 2 留年者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。クラスアドバイザーは GPA 等を勘案し、成業の見込みがないと判断した場合は、面談時に退学勧奨を行うことができる。
- 3 面談指導には、保護者を同伴させることがある。
- 4 年次にかかわらず2回目の留年のおそれがあると判断された者は、成業の見込みがないとされ、学則第 53 条第 3 項第 2 号の規定にもとづき退学処分とされることがある。
- 5 同一学年次に留年が2回にわたる場合は、学則第 49 条第 4 号の規定にもとづき除籍する。

第 7 節 既修得単位認定の取扱

(単位認定の申請手続)

第 38 条 単位認定の手続は、入学時の教務オリエンテーション後、指定した期日までに教務部に申請しなければならない。

- 2 申請時に必要な書類は次の各号に定める。
 - (1) 出身大学または短期大学の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書。
 - (2) 既修得科目の講義概要。
 - (3) 本学所定の既修得単位認定申請書(教務部に置く)。

(認定対象科目)

第 39 条 認定対象科目とは、学則第 42 条の規定にもとづき、他の大学または短期大学における既修得単位の認定にあたって、本学科目中、専門研究科目または全学共通教育科目の中から本学が指定する科目とする。

(認定単位数)

第 40 条 既修得単位の認定は、30 単位を超えない範囲で行う。

(認定基準)

第 41 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。

(1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合。

(2) 成績評価が低い場合。

3 教務委員会が必要と判断した科目は、試験等を課すことがある。

第 3 章 科目の履修

第 1 節 総則

(教育課程表)

第 42 条 教育課程表は、別表 6 に定める。

- 2 教育課程表に表記する科目番号は、科目履修の順序や学問分野の分類等を表す。学生は、学修したい分野に関して、科目番号を勘案し、主体的かつ体系的に学修計画を立てなければならない。

(科目名称)

第 43 条 科目の末尾に表示されているローマ数字 I から IV は、科目のレベルを表す。原則として、小さい数字の科目の単位を修得しておかなければ、続く大きい数字の科目を履修できない。ただし、教務委員会が指定する特定科目および個別の許可申請により教務委員会が履修を認めた科目は、この限りではない。

- 2 科目の末尾に表示されているアルファベット A から E は、科目の種類を表す。アルファベットの順序にかかわらず、履修希望科目を任意に選択することができる。

(先修条件)

第 44 条 特定の科目の履修にあたっては、教務委員会が指定する科目をあらかじめ修得しておかなければならない。これを先修条件という。

(開講学期)

第 45 条 科目の開講学期は、開講年度の時間割に定める。

- 2 一部の科目は、通年開講や集中講義とする場合がある。

第 2 節 専門複合科目

(専門複合科目の必修科目)

第 46 条 Language Development 科目(以下「LgD」科目と称する)8 科目、「アカデミック・リーディング I から IV」「ゼミナール I および II」「言語基礎論」「キャリア・デザイン」は、必修科目であり、配当年次にしたがって、卒業までに必ず修得しなければならない。

- 2 専門複合科目の履修に替えて専門研究科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した者は、専門複合科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、専門複合科目が免除になった場合は、相応する単位数を専門研究科目の履修により、第 5 条に規定する卒業所要単位を修得しなければならない。

(専門複合科目の指定科目)

第 47 条 「英語学複合研究」「英語教育学複合研究」「英語文学複合研究」「グローバル・ビジネス複合研究」「国際教養複合研究」(以下「複合研究」と称する)は指定科目であり、当該科目の中から 1 科目を選択し、卒業までに必ず修得しなければならない。

(クラス編成の方法)

第 48 条 「LgD」科目は、クラス編成テスト等の成績にもとづき、習熟度別のクラス編成を行う。

- 2 「アカデミック・リーディング」および「ゼミナール」のクラス編成方法は、教務委員会から別途指示する。

(「複合研究」の履修方法)

第 49 条 「複合研究」の履修方法は、教務委員会が途指示する。

第 3 節 専門研究科目

(専門研究科目の必修科目)

第 50 条 「英語学概論」「英語学研究 C から F」「英語演習 C から F」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「イントロダクション経済学」「経営学概論」「会計学 I」「ビジネス統計」「ビジネス数学」「国際関係論 I」の 17 科目は必修科目であり、卒業までに必ず修得しなければならない。

- 2 専門研究科目の必修科目の履修に替えて他の専門研究科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した者は、専門研究科目の必修科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、必修科目が免除になった場合は、相応する単位数を他の専門研究科目の履修により、第 5 条に規定する卒業所要単位を修得しなければならない。

(クラス編成の方法)

第 51 条 「英語学研究 C から F」「英語演習 C から F」は、クラス編成テスト等の成績にもとづき、習熟度別のクラス編成を行う。

(先修条件)

第 52 条 専門研究科目の先修条件は、次の各号のとおり定める。

- (1) 「英語学研究 A および B」は、「英語学概論」を修得しなければ履修できない。
- (2) 「日本語教授法 A および B」は、「日本語学概論」を修得しなければ履修できない。
- (3) 「金融論」「ファイナンス」「国際経済学」は、「マクロ経済学」を修得しなければ履修できない。
- (4) 「マーケティング論」「国際経営論」「流通システム論」は、「経営学概論」を修得しなければ履修できない。
- (5) 「国際開発論」「国際機構論」は、「国際関係論 I」を修得しなければ履修できない。

- 2 前項に定めるもののほか、必要事項は教務委員会がその都度指示する。

(「英語キャリア卒業研究」)

第 53 条 「英語キャリア卒業研究 I および II」は、自ら設定した特定の研究テーマについて、指導教員の指導のもと、自ら研究を進める科目であり、研究の過程、成果に対して単位の認定を行う。

- 2 次の各号の条件をすべて充足した場合に履修を認める。
 - (1) 4 年次において本人が特定のテーマについて研究を深めたいと希望していること。
 - (2) 研究テーマについて指導教員があらかじめ承諾し、当該教員の指導のもとで研究を進めることを教務委員会が許可していること。
- 3 履修希望者は、研究テーマについて指導を受けようとする担当教員に、4 年次における「卒業研究テーマおよび研究計画書(所定様式)」を提出し、あらかじめ承諾印を受け、3 年次秋学期の授業終了日までに、教務部へ届け出なければならない。最終的な履修可否は教務委員会が判定し、4 年次の履修登録までに通知する。
- 4 3 年次に長期留学する場合の履修手続は、教務委員会から別途指示する。
- 5 研究の成果は、原則として「I」は 2 回の研究レポート、「II」は「I」での研究を踏まえた研究論文等の成果物によって評価する。
- 6 研究レポート、研究論文の様式、提出方法等に関し必要な事項は、別途配付する「卒業研究履修要領」に定める。

(関西外大流グローバル人材育成プログラム)

第 54 条 関西外大流グローバル人材育成プログラムの履修方法については、教務委員会が別途指示する。

(留学等認定科目群)

第 55 条 「海外事情研究 A から E」「英語学研究 G から M」「専門研究特別演習 A から E」は、原則として、
本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

第 4 節 全学共通教育科目

(全学共通教育科目)

第 56 条 全学共通教育科目は、卒業までに 8 単位以上を修得しなければならない。

- 2 全学共通教育科目の履修に替えて、専門研究科目を履修させた方が望ましいと教務委員会が判断した者は、全学共通教育科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、全学共通教育科目が免除になった場合は、相応する単位数を専門研究科目の履修により、第 5 条に規定する卒業所要単位を修得しなければならない。

(「総合科目」)

第 57 条 「総合科目 A から I」は、人文、社会、自然科学の分野を特定せず、担当教員が授業計画書によって講義概要を決定する。

(「就業体験実習」 および 「ボランティア実習」)

第 58 条 「就業体験実習 A から E」は、企業や教育現場等での就業体験に対して単位の認定を行う。

- 2 「就業体験実習 A から E」の履修方法は、本学キャリアセンター、教職教育センター、国際交流部における就業体験実習登録者に対して教務委員会が別途指示する。
- 3 「ボランティア実習 A から E」は、国内外でのボランティア活動に対して単位の認定を行う。
- 4 「ボランティア実習 A から E」を履修するためには、実習開始の 1 か月前までに実習計画書 (所定様式) を教務部に提出し、事前に教務委員会の許可を得なければならない。
- 5 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の基準は次の各号に定める。
 - (1) 30 時間以上 60 時間未満の実習に対して 1 単位を認定する。
 - (2) 60 時間以上 120 時間未満の実習に対して 2 単位を認定する。
 - (3) 120 時間以上 180 時間未満の実習に対して 4 単位を認定する。
 - (4) 180 時間以上 240 時間未満の実習に対して 6 単位を認定する。
 - (5) 240 時間以上の実習に対して 8 単位を認定する。
- 6 春期休暇中に行った実習は、次年度春学期の履修科目として単位の認定を行う。4 年次学年末の春期休暇に行った実習の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。
- 7 夏期休暇中に行った実習は、当該年度秋学期の認定科目として単位の認定を行う。8 月卒業予定者の単位認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。
- 8 当該学期の履修科目として取り扱うためには、当該学期の授業終了日までに単位認定に必要な報告書等の書類を所轄部署へ提出しなければならない。

- 9 各学期間で所定の実習時間数を充足できない場合は、次学期以降に行う実習時間を加算することができる。希望者は、各学期終了までに実習継続願(所定様式)を所轄部署へ提出し、教務委員会の許可を得なければならない。この場合、実習内容を変更しても構わない。
- 10 そのほか、必要な事項は、「実習ハンドブック」に定める。

第 4 章 長期海外就業体験

(長期海外就業体験の定義)

第 59 条 本章で定める長期海外就業体験とは、原則として3か月以上の実習をいう。

(対象となる実習)

第 60 条 対象となる実習は、その目的、活動内容等について、教務委員会が適当と判断し、承認するものに限る。

(参加資格)

第 61 条 各学年において次の各号の条件をすべて充足する者に参加資格を与える。

- (1) 参加時に2年次生以上であること。
- (2) 2年次生、3年次生は、第64条に記載の単位認定対象科目のみで進級要件を充足できる者。
- (3) 4年次生は、第64条に記載の単位認定対象科目のみで卒業要件を充足できる者。
- (4) そのほか、所轄の委員会が公示する募集要項の定める条件を充足する者。

(履修許可)

第 62 条 履修を希望する者は、実習開始の1か月前までに実習計画書(所定様式)を所轄の委員会等に提出し、教務委員会の許可を得なければならない。

- 2 本学以外の各種企業、機関、団体等が企画、実施する実習は、教務委員会が事前に本節の適用の可否を判定する。

(単位の認定)

第 63 条 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の取扱は、本規程第4条第4項第1号および第2号の規定を適用する。

- 2 単位数は、実習時間30時間をもって1単位、60時間をもって2単位とする。
- 3 当該学期の授業終了日までに実習を終え、単位認定に必要な所定の書類一式を教務部へ提出した場合に限り、当該学期の履修科目として単位認定の対象とする。
- 4 学休期を利用して実施する短期の就業体験は、本規程第58条(「就業体験実習」および「ボランティア実習」)の規定にもとづき単位の認定を行う。

(単位認定対象科目および単位数)

第 64 条 単位認定対象科目は、表7に定める。認定単位数の上限は、原則として、実習期間が6か月未満の場合は20単位、6か月以上1年までの場合は30単位とする。

表7 長期海外就業体験単位認定対象科目

単位認定対象科目(全学年)
異文化マネジメント A～E、グローバル・ビジネス研究 A～E 就業体験実習 A～E

第 5 章 他学部または他大学との単位互換制度

第 1 節 他学部等特別履修制度

(対象科目)

第 65 条 履修対象科目は、開講学部等が指定する科目とする。

(申込資格)

第 66 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生以上の者。ただし、教務委員会が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 67 条 1 年間に履修できる単位数は、16 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 32 単位を限度とする。

- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 16 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 68 条 履修を希望する者は、別に定める「他学部等特別履修生募集要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

- 2 前項による履修可否は、科目を開講する当該学部等の学生の受講人数を勘案のうえ、判定を行う。
- 3 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は、原則として認められない。

(履修期間)

第 69 条 他学部等特別履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(科目の読み替え)

第 70 条 履修科目の成績は、原則として、全学共通教育科目の単位として読み替えを行う。

- 2 資格取得等を目的とした特定の科目は、開講学部等の科目および成績を修めたものとして、開講学部等の成績証明書を発行する。

(受講料)

第 71 条 他学部等特別履修にともなう登録料や授業料等は徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は、履修生本人が負担しなければならない。

第 2 節 大阪経済大学単位互換制度

(対象科目)

第 72 条 履修対象科目は、原則として、大阪経済大学で開講される全科目とする。ただし、大阪経済大学の都合により提供されない科目がある。

(申込資格)

第 73 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生以上の者。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 74 条 1 年間に履修できる単位数は、4 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 8 単位を限度とする。

- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 4 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 75 条 履修を希望する者は、別に定める「大阪経済大学単位互換履修生出願要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

- 2 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は一切認められない。

(履修期間)

第 76 条 単位互換履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(単位の認定)

第 77 条 単位の認定は、大阪経済大学からの成績評価、取得単位数の通知にもとづき、学則第 40 条第 2 項の規定により本学の科目を修得したものとして行う。

- 2 原則として、全学共通教育科目として単位認定を行う。当該科目の成績表記は「認」とし、点数表記はしない。

(受講料)

第 78 条 単位互換履修にともなう登録料や授業料等は、徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は履修生本人が負担しなければならない。

第 6 章 資格取得

第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 79 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 8 に定める。

表 8 取得できる免許状の種類および教科

免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	英 語
中学校教諭一種免許状	

(基礎資格および最低修得単位数)

第 80 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数等は、表 9 に定める。

表 9 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	学士の学位を有すること		
教科及び教職に関する科目の最低修得単位数			
	免許法施行規則に定める単位数		本学部で定める単位数
免許状の種類 免許法施行規則 に定める科目区分	高等学校教諭 一種	中学校教諭 一種	高等学校教諭 中学校教諭 一種（英語）
教科及び教科の指導法に 関する科目	24	28	32
教育の基礎的理解に 関する科目	10	10	11
道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目	8	10	12
教育実践に関する科目	5	7	7
大学が独自に設定する科目	12	4	
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作		

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については授業科目を開設しない。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(免許取得義務)

第 81 条 免許状取得希望者は、原則として、中学校一種および高等学校一種の 2 種類を取得しなければならない。

(履修方法)

第 82 条 「教科及び教科の指導法に関する科目」等の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 10 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科で定める最低修得単位数	本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	英 語 学	32	LgD: Reading & Writing I (Global Issues I)	2	○		1	
			LgD: Reading & Writing II (Global Issues II)	2	○		1	
			英 語 学 概 論	4	○		1	
			現 代 英 文 法	4		○	1	
			英 語 学 研 究 A	4		○	2	
			英 語 学 研 究 B	4		○	2	
			英 語 教 育 学	4		○	2	
			応 用 言 語 学	4		○	3	
	英 語 文 学		英 語 文 学 概 論	4		○	2	1科目以上 選択必修
			英 語 文 学 作 品 研 究	4		○	3	
	英語コミュニケーション		LgD: Speaking & Listening I (Groups within Societies)	2	○		1	
			LgD: Speaking & Listening II (Conflicts within Societies)	2	○		1	
	異文化理解		地 域 研 究 A (欧 米)	4		◎	2	
各教科の指導法	英 語 科 教 育 法 I	4		◎	3			
	英 語 科 教 育 法 II	4		◎	3			

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「地域研究 A(欧米)」「英語科教育法 I」「英語科教育法 II」は必ず修得しなければならない。
- (3) 英語文学は、「英語文学概論」「英語文学作品研究」のうち、1科目以上を修得しなければならない。
- (4) 「英語学概論」「英語文学概論」「英語文学作品研究」「LgD: Speaking & Listening I (Groups within Societies)」「地域研究 A(欧米)」は、一般的包括的な内容を含む。

表 11 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数		配当年次
			必修	選択	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教 育 基 礎 論	2		1
		教 職 概 論	2		1
		教 育 制 度 概 論	2		2
		教 育 心 理 学	2		1
		特 別 支 援 教 育 概 論	2		2
		教 育 課 程 の 意 義 と 編 成	1		2
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2		2
		総合的な学習の時間の理論と実践	1		3
		特 別 活 動 の 理 論 と 実 践	2		3
		教育方法の理論と実践	2		3
		ICT の 活 用 方 法 と 理 論	1		3
		生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2		3
		教 育 相 談	2		2
第5欄	教育実践に関する科目	教 育 実 習 I	5		4
		教 育 実 習 II		3	4
		教 職 実 践 演 習 (中 ・ 高)	2		4
第6欄	大学が独自に設定する科目				
合 計			30	3	

- (1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
- (2) 「特別支援教育概論」「教育課程の意義と編成」「総合的な学習の時間の理論と実践」「特別活動の理論と実践」「教育方法の理論と実践」「生徒・進路指導論」「教育相談」「教育実習ⅠおよびⅡ」「教職実践演習(中・高)」は、卒業の要件とする単位に算入しない。
- (3) 「教育実習ⅠおよびⅡ」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導1単位を含むものとする。また、「教育実習Ⅱ」は、科目等履修生などを対象とした科目である。
- (4) 「教職実践演習(中・高)」は、教育実習履修者を対象とし、原則として4年次秋学期に開講する。

2 本学科における免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、表12および次の各号に定める。

表 12 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備 考
に 免 許 法 施 行 規 則 第 66 条 の 6 に 定 め る 科 目	日 本 国 憲 法	憲 法	4		◎	2	
	体 育	ス ポ ー ツ 健 康 科 学	2		◎	3	
	外国語コミュニケーション	LgD: Argument & Persuasion II (P r e s e n t a t i o n s)	2	○		2	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情 報 機 器 実 習	2		◎	1	卒業単位に含まれない

(履修継続要件)

第 83 条 教職課程履修者が、次年度継続して課程を履修できる要件は次の各号に定める。

- (1) 1 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 460 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 48 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 500 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
 - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
 - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
- (2) 2 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 470 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 52 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 530 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.0 以上であること。

(「教育実習」履修要件)

第 84 条 「教育実習」は、3 年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第 3 欄・第 4 欄)」に定める科目のうち、3 年次配当までの必修科目をすべて修得していること。
 - (2) 専門複合科目の総平均点が 70 点以上であること。
 - (3) 専門研究科目の総平均点が 70 点以上であること。
 - (4) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第 3 欄・第 4 欄)」に定める科目の平均点が 70 点以上であること。
 - (5) 3 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 480 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 54 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 560 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.5 以上であること。
 - (6) 3 年次に実施される教育実習ガイダンスにすべて出席している者。
- 2 前項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学等の事情によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、「教育実習」の履修を許可することがある。
- 3 第 1 項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 85 条 中学校教諭免許を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

第 2 節 司書教諭の資格課程

(資格取得要件)

第 86 条 司書教諭の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 本学の教職課程において所定の単位を修得し、教員免許状を有すること。
- (2) 司書教諭に関する専門科目(以下「専門科目」という)10 単位を修得すること。

(履修方法)

第 87 条 履修方法は、表 14 により、学校図書館司書教諭講習規程第 3 条の規定にもとづき、10 単位を修得しなければならない。

表 14 司書教諭に関する専門科目

専門科目	授 業 科 目	単位	履修年次
	学校経営と学校図書館	2	3
	学校図書館メディアの構成	2	2
	学習指導と学校図書館	2	3
	読書と豊かな人間性	2	2
	情報メディアの活用	2	2

2 前項の修得単位は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(修了証の授与)

第 88 条 修了証書は、本規程第 91 条の資格取得要件を充足した者に対して、文部科学大臣より授与される。
ただし、教員免許状を取得後に授与の申請を行うため、修了証書の交付は卒業後となる。

第 3 節 図書館司書の資格課程

(資格取得要件)

第 89 条 司書の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 学則第 50 条第 4 項第 1 号に定める卒業所要単位を修得し、学則第 51 条に定める学士の学位を有すること。
- (2) 「図書館司書に関する科目」のうち、必修科目 22 単位をすべて修得すること。
- (3) 「図書館司書に関する科目」のうち、選択科目 2 単位以上を修得すること。

(履修方法)

第 90 条 履修方法は、表 15 により、図書館法施行規則第 5 条の規定にもとづき、24 単位以上を修得しなければならない。

表 15 図書館司書に関する科目

図書館司書に関する科目			科 目	単位数	履修年次
	必修科目（甲群）	基礎科目	生涯学習概論	2	1
			図書館概論	2	1
			図書館制度・経営論	2	2
			図書館情報技術論	2	2
		図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2	1
			情報サービス論	2	2
			児童サービス論	2	2
			情報サービス演習 A	1	3
			情報サービス演習 B	1	3
		図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2	2
			情報資源組織論	2	1
			情報資源組織演習 A	1	2
			情報資源組織演習 B	1	2
		選択科目（乙群）	図書館基礎特論	1	3
			図書館情報資源特論	1	3
			図書・図書館史	1	3

2 前項の修得単位は、卒業の要件とする単位に算入しない。

（修了証明書）

第 91 条 学長は、本規程第 94 条の資格取得要件を充足した者に対して、司書の資格課程修了にかかる証明書を交付する。

第 7 章 雑 則

(雑 則)

第 92 条 留学に関する単位の取扱は、「関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程」に定める。

第 93 条 本規程に定めるもののほか、必要事項は教務委員会がその都度指示する。

第 8 章 改 廃

(改 廃)

第 94 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 平成 24 年 4 月 1 日

改 正 平成 25 年 4 月 1 日

改 正 平成 26 年 4 月 1 日

改 正 平成 27 年 4 月 1 日

改 正 平成 28 年 4 月 1 日

改 正 平成 29 年 4 月 1 日

改 正 平成 30 年 4 月 1 日

改 正 2019 年 4 月 1 日

改 正 2020 年 4 月 1 日

改 正 2022 年 4 月 1 日

改 正 2023 年 4 月 1 日

附 則

1. 本規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本規程は 2024 年度入学生から適用し、2023 年度以前入学生は従前どおりとする。